

「TEC-FORCE 予備隊員」募集に関する説明会

－ 説明会次第 －

1. 挨拶

2. 「TEC-FORCE 予備隊員」募集に関する説明

- 1) 「TEC-FORCE」について資料1 … P. 1
(災害対策マネジメント室)
- 2) 「TEC-FORCE 予備隊員」について資料2 … P. 10
(災害対策マネジメント室)
- 3) 募集要項について資料3 … P. 15
(防災室)
- 4) 面接について

9月中旬予定 ※第一次選考合格者へ後日通知

3. 質疑応答

TEC-FORCEの活動内容

※TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE) : 緊急災害対策派遣隊

- 大規模自然災害への備えとして、迅速に被災した地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、現在では、全国の地方整備局等の職員18,044人(R8.4.1時点)が本省災害対策本部長等の指揮命令のもとで活動している。
- TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う公共土木施設の被災状況の把握、被害の拡大防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。
(被災した公共土木施設は、地域の日常生活や経済・生産活動を支える生活基盤・社会基盤であり、それらをいち早く復旧する事により、被災地域の復旧・復興を後押しするもの)
- 活動にあたっては、TECアプリやドローン、360°カメラ等のICT技術を積極的に活用しているところ。
- 九州地方整備局でも約1300人(令和8年4月時点)の職員がTEC-FORCE隊員として登録、管内では令和2年7月豪雨災害をはじめとする大規模災害発生時に被災状況調査等の支援活動を実施しています。

実際の活動状況

被災自治体へのリエゾン派遣



【令和2年7月豪雨】
(熊本県五木村)

被災状況の調査・把握



【令和6年能登半島地震】
(石川県珠洲市)



【令和7年8月豪雨】
(鹿児島県始良市)

災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査・自治体への映像共有



【令和2年7月豪雨】
(熊本県球磨村)

被災自治体への技術的助言



【令和7年8月豪雨】
(熊本県)

排水ポンプ車による緊急排水



【令和2年7月豪雨】
(熊本県球磨村)

ドローンによる現地調査・情報共有



【令和6年能登半島地震】
(石川県珠洲市)



被災地のため、総力を結集



TEC-FORCE

Technical Emergency Control FORCE

国土交通省

緊急災害対策派遣隊



国土交通省

九州地方整備局

激甚化・頻発化する自然災害

〔水害〕

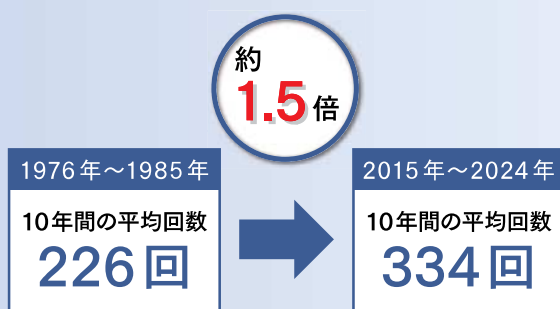
平成29年九州北部豪雨、令和2年7月豪雨をはじめ、全国各地で毎年のように大規模な水害が発生しています。

近年、時間雨量50mm以上の発生回数が増加傾向にあり、今後も気候変動の影響により、水害のさらなる激甚化・頻発化が懸念されています。



熊本県球磨村の被害(令和2年7月豪雨)

時間雨量50mm以上の 年間発生回数(10年間の平均)の変化



- ・1時間降水量50mm以上の年間発生回数(アメダス1,300地点あたり)
- ・国土交通省「水害レポート2024」を参照

〔地震〕

平成28年熊本地震をはじめ、全国各地で地震が発生し、甚大な人的被害や経済損失をもたらしています。

南海トラフ地震は、マグニチュード8～9クラスの地震の30年以内の発生確率が60～90%程度以上と、その発生が危惧されています。



熊本県益城町の被害(平成28年熊本地震)

南海トラフ地震の最大津波高と被害想定

大分県の被災想定

死者数:約1万8千人
1週間後避難者数:
約16.5万人

宮崎県の被災想定

死者数:約3万9千人
1週間後避難者数:
約40.4万人

鹿児島県の被災想定

死者数:約1,400人
1週間後避難者数:
約5.1万人

最大津波高



出典: 南海トラフの巨大地震モデル被害想定手法検討会資料(R7.3)

九州における主な自然災害

平成27年 5月	口永良部島噴火
平成28年 4月	熊本地震
平成29年 7月	九州北部豪雨
令和 2年 7月	令和2年7月豪雨
令和 4年 9月	台風第14号
令和 5年 6月	梅雨前線に伴う大雨
令和 6年 8月	日向灘を震源とする地震
令和 7年 8月	大雨

広域派遣

令和6年能登半島地震では、全国の地方整備局からTEC-FORCEを派遣しました。



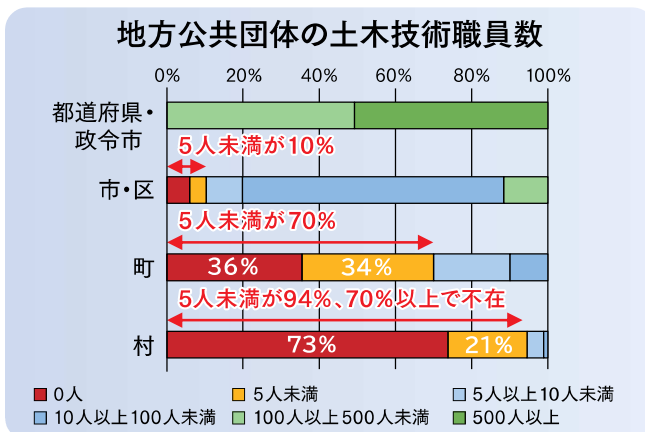
市町村における災害対応への課題

【課題1：土木技術職員が不足】

土木技術職員が5人未満の地方公共団体は、
市：約10%、町：約70%、村：約94%となっています。

【課題2：災害対応力に課題】

技術職員が不足しがちな市町村においては自らの職員のみで、災害時に急増する業務を迅速かつ円滑に遂行することが困難な状況が想定されます。

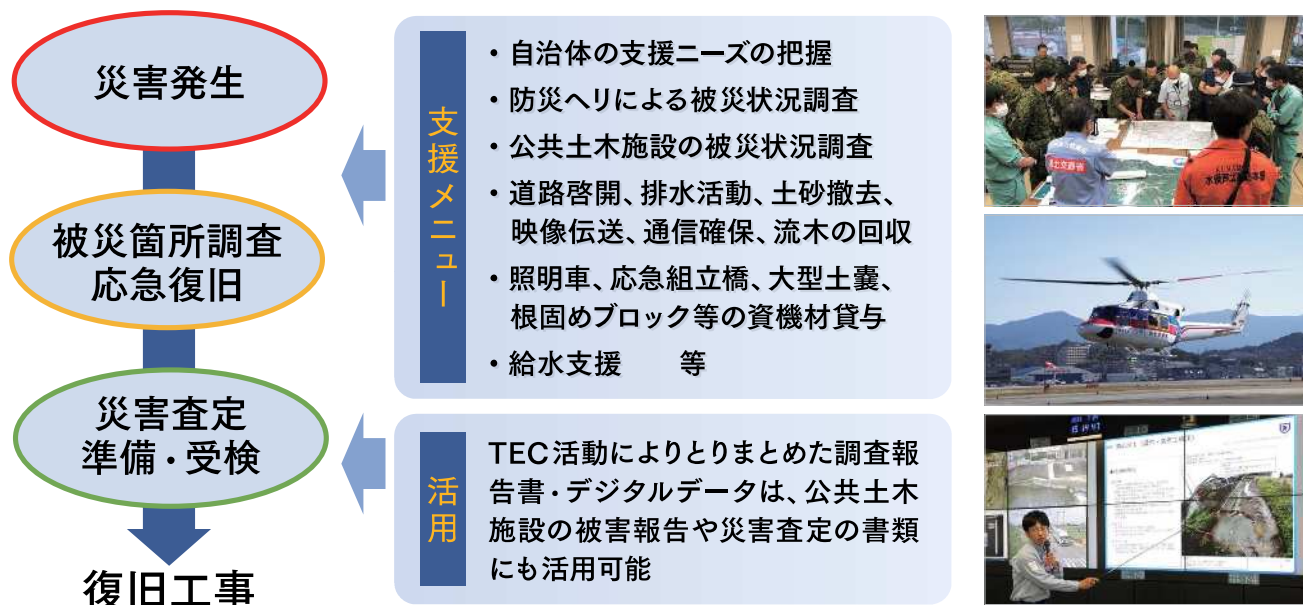


自治体職員が直面する課題への支援

大規模自然災害が発生して自治体職員だけでは対応が困難な場合に、いち早く被災地に出向き被災した自治体を応援・支援します。



大規模災害時の災害復旧活動の流れ



自治体の支援ニーズの把握

災害が発生又は発生するおそれがある場合には、直ちにリエゾン※を派遣し、被災した自治体等での情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行います。

リエゾンが被災した自治体と九州地方整備局との太いパイプ役となり、連絡調整にあたります。

※リエゾン：災害対策現地情報連絡員

自治体ヘリエゾンを派遣



防災ヘリによる被災状況調査（上空調査）

災害発生時には九州地方整備局保有の防災ヘリ「はるかぜ」を出動させ、上空から被害の概況を把握します。また、撮影した映像はリアルタイムで自治体等の災害対策本部に提供するほか、自治体等の職員を同乗させて合同調査を行うこともできます。

防災ヘリ「はるかぜ」



防災ヘリによる画像・映像撮影



映像配信状況



公共土木施設の被災状況調査（現地調査）

河川や砂防、道路、港湾など自治体等が管理する施設の被災状況調査や被災後の安全性の確認、孤立集落の解消に向けたアクセスルートの調査、被災した庁舎や住宅の危険度判定などを支援します。

被災現場への進入が困難な場合等は、二次災害防止のため、小型無人航空機（ドローン）や360°カメラなどICT技術を活用した調査を実施します。

ドローン等のICT技術による調査



自治体等の管理施設の被災状況調査



3Dスキャナーによる点群データ取得



【被災状況調査の主な内容】

被災調査箇所の位置情報

被災原因

被災施設の規模（延長・高さなど）

被災概況（平面・横断スケッチ）

被災状況写真

技術的所見

点群データ提供

道路啓開

通行可能なルートを確認するため、道路啓開調査や道路啓開作業、緊急補修などの現場指揮・監督を支援します。

道路崩壊箇所等の調査



災対法に基づき車両を撤去



TEC-FORCEによる復旧現場の指揮監督



照明車の配備による夜間作業支援



土砂撤去

作業員や重機が入れない災害現場で、分解・組立、遠隔操作が可能なバックホウを用いて、土砂や瓦礫等を撤去します。

遠隔操作バックホウによる
捜索支援



土砂撤去作業



応急組立橋

早期の交通路確保のため、応急組立橋により通行可能とします。

応急組立橋による交通路の確保



排水活動

大雨、洪水、津波などによる浸水を早期に解消するため、溜まった水を排水ポンプ車で排水します。

排水ポンプ車による緊急排水



映像伝送、通信確保

衛星通信車やKu-SAT※、低軌道衛星通信機を用いて、被災現場の映像をリアルタイムで配信します。

衛星通信車・Ku-SAT等による映像伝送、通信回線確保



※Ku-SAT：衛星小型画像伝送装置

給水支援

断水した地域の住民へ調査船や給水機能付き散水車を用いた給水の支援を行います。

調査船による給水支援



散水車による給水支援



流木の回収

フェリーや漁船などの航行に支障となる、流木等の海面漂流物を漁業者等と連携して回収します。

海面漂流物の回収



回収した流木を集約



災害復旧に向けた支援

災害復旧申請や復旧工事における技術的支援・助言を行い、自治体等の負担を軽減します。

【円滑な災害復旧申請に向けた支援】

TEC-FORCEが実施した被災状況調査は、災害の発生位置、被災規模、状況写真等の被災概要を報告書としてとりまとめ、自治体等へ提供します。公共土木施設の被害報告や災害復旧申請の書類に活用頂くことで、担当職員の負担軽減に寄与します。

【応急復旧工事に関する技術的助言】

被災から工事完成までの手続きや判断が難しい高度な技術を要する応急復旧工事に関する技術的な助言を行い、早期の災害復旧を支援します。



【様式-13】総括表

(被災地町村等：〇〇県〇〇市)

九州地方整備局		被災状況調査班		班長：〇〇河川国道事務所 〇〇課長			
箇所番号	調査日時	調査箇所 (河川名・路線名・地先等)	災害種別	被災施設(主要施設) 被災規模(延長・高さ等)	一般被害	被害状況 交通規制 応急対応 その他	概算被害額 (百万円)
1	7月19日 11時20分時点	〇〇川 〇〇県〇〇市 〇〇地先	河川	堤防決壊 L=18m, H=1.8m	あり	規制なし 必要	〇百万円
2	7月20日 15時25分時点	〇〇川 〇〇県〇〇市 〇〇地先	河川	堤防川表法面の洗掘 L=5.0m, H=0.6m, SL=0.8m, B=0.25m	なし	規制なし 不要	〇百万円
3	7月20日 14時55分時点	〇〇川 〇〇県〇〇市 〇〇地先	河川	コンクリートブロック張の 護岸崩壊 L=約10m, SL=1m	なし	規制なし 必要	〇百万円

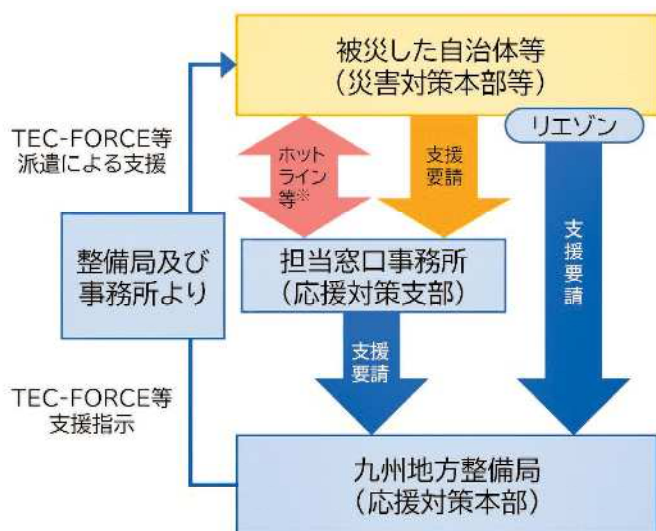
【様式-16】調査票②

九州地方整備局 被災状況調査班

箇所番号	1	調査日時	7月19日 11時20分時点	災害種別	河川
起点終点の位置を明記する(※必須)					
<コメント> 起点側(川裏)より堤防決壊箇所を望む。 巨瀬川合流部にて復旧水位を確認。 冷水川の堤防天端から約0.4m越水している。			<コメント> 終点側(川裏)より堤防決壊箇所を望む。		
<コメント> 対岸起点側より堤防決壊箇所を望む。			<コメント> 起点側の損傷断面を望む。 流出した堤防高は、約1.8m。 背後に既設の張コンクリートが散乱している。		
技術的所見 ・起点側のコンクリート被覆堤防と土堤の強度の違いにより、堤目から洗掘が進行しコンクリート被覆部の下に溜り込んだ水流により、コンクリートが飛ばされる形で崩壊し、堤防決壊に繋がったものと思われる。 ・今後の降雨による被害の拡大が懸念されることから早急な応急対策が必要。 ・応急復旧については大型土のうによる締め切りと土シートによる被覆が有効と料する。 ・被災時水位が現況堤防高より高いため、河川の改修計画の検討が必要。					

TEC-FORCE派遣の流れ

被災した自治体等からの支援要請に基づき、TEC-FORCEの派遣を行います。



※災害発生時またはその恐れがある場合は、担当窓口事務所から自治体等へ支援要請の確認をします。
参考：九州地方整備局管内のすべての自治体と「大規模な災害時の応援に関する協定」を締結済み(H26.6)

災害復旧事業の支援制度

【市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン】

迅速かつ円滑に災害復旧事業を遂行できるよう、支援制度や先進事例などをとりまとめています。



【災害査定官による災害緊急調査】

国土交通省の災害査定官を現地に派遣し、被災箇所の復旧方針・工法等に関する技術的助言を実施します。



【災害復旧技術専門家派遣制度】

(公社)全国防災協会認定の災害復旧技術専門家を災害現地に派遣し、災害復旧事業の支援・助言を行う制度です。



災害現場におけるDXの活用

大規模な災害現場において、安全で、迅速かつ効率的に取得した被災状況調査のデジタルデータを自治体に提供し、復旧工法の検討や災害査定への活用など、早急な復旧に向けた支援を行います。

360°カメラ



ロングポールを併用し、危険な崖下や上空約8mで撮影することが可能

ドローン



ドローンによる空中での360°写真、動画、写真測量(SfM)による点群作成

3Dスキャナー



点群データの取得ツール

レーザー距離計

遠隔地から災害の規模(距離や幅、角度)の計測が可能

TECアプリ

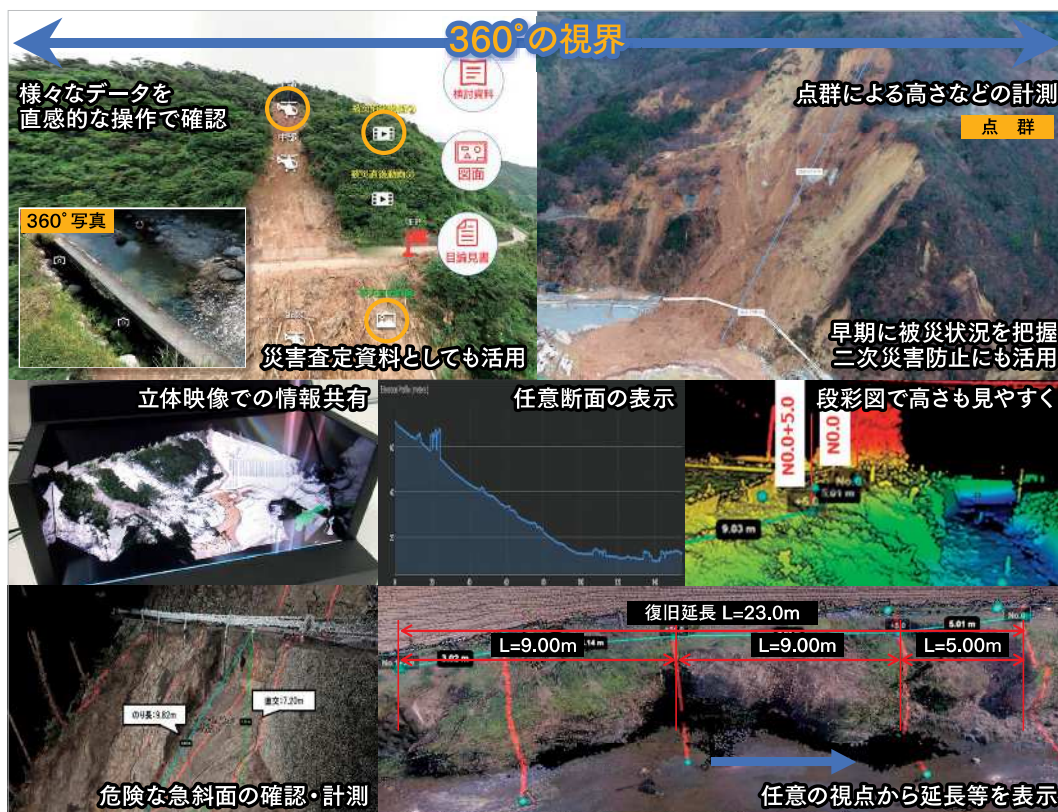
スマホを用いて、現地の被害状況等をリアルタイムで本部と情報共有

スカイバーチャルツアー(SVT)

360°写真や点群、動画等の各種データをリンクで束ね、クラウドを活用しURL1つで関係者へ素早く共有

クラウドシステムによる点群データの共有

ドローンによるSfM結果や地上レーザーにより取得した点群データを合成、距離や高さなどの計測が可能。クラウド活用のため、特殊なアプリケーションは不要



内閣人事局・デジタル庁・人事院共催「R5.ワークスタイル変革取組アワード」2部門受賞
 <業務見直し・デジタル化部門> デジタルを用いた安全で効率的な災害対応
 <人材開発部門> TEC-FORCE災害対応UAV部隊「BlueHawks」の育成について

九州地方整備局は、TEC-FORCEの災害対応UAV部隊として活動



災害対策用機械・資材の貸与

国土交通省が保有する災害対策用機械は応急復旧工事等を行う場合に無償※で貸与できます。また、保有する災害復旧資材についても貸与できます。

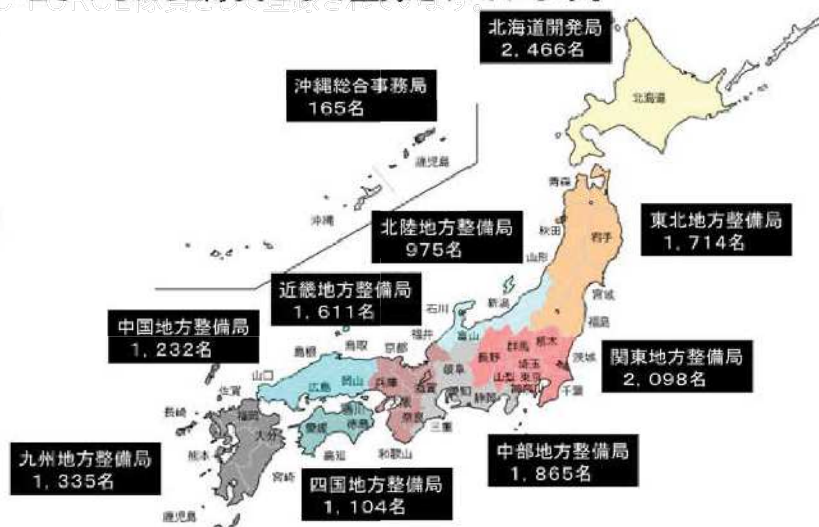
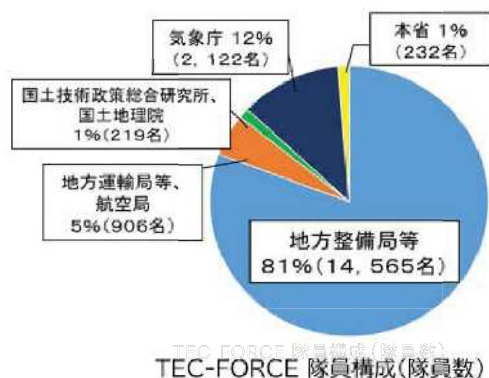
※引き渡し後の建設機械の運転に係る燃料、運転手等は原則要請者で準備いただく必要があります。

主な機械・機器	用途・概要	主な資材	用途・概要
排水ポンプ車	堤内地等の排水	根固めブロック	河床や堤防の洗堀防止
照明車	夜間の災害現場の照明	大型土のう	崩落箇所や破堤箇所の対策
遠隔操縦対応型バックホウ	危険な場所での重機作業	ブルーシート	家屋・施設の応急対策
		コンテナトイレ	停電や断水時に使用可能
待機支援車	災害現場における休息施設、資機材運搬	 排水ポンプ車	 コンテナトイレ
応急組立橋	早期の交通路確保のための仮橋		

TEC-FORCEとは

TEC-FORCE(テックフォース)は、大規模な自然災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に派遣され、「被災状況の迅速な把握」や「被害の発生及び拡大の防止」、「被災地の早期復旧」などに取り組み、地方公共団体等を支援します。

全国で約18,000名以上の職員がTEC-FORCE隊員として登録されています。



※TEC-FORCE(Technical Emergency Control FORCE):緊急災害対策派遣隊

令和8年4月時点

TEC-FORCEの主な活動実績

平成28年熊本地震

建築物の調査(危険度判定)



派遣人数:のべ1万912人

道路の被災状況調査



令和2年7月豪雨

排水ポンプ車による緊急排水



派遣人数:のべ1万606人

砂防施設の被災状況調査



令和6年能登半島地震

海岸・河川の被災状況調査



派遣人数:のべ2万5967人

給水支援



令和7年8月大雨

道路の被災状況調査



ドローン調査



九州地方整備局に関する情報

問い合わせ先

九州地方整備局 防災室／災害対策マネジメント室

所在地:福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL:092-476-3544

九州地方整備局のTEC活動に関すること

九州地方整備局
ホームページ



九州地方整備局の
事務所一覧



TEC-FORCEの概要に関すること

国土交通省
ホームページ



TEC-FORCE
紹介動画



令和7年12月版

同時発表：北海道開発局、各地方整備局、各地方運輸局、
各地方航空局、沖縄総合事務局

令和 8 年 6 月 1 日
水管理・国土保全局防災課
大臣官房参事官（運輸安全防災）

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

TEC-FORCE 予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化 ～全国の地方支分部局において、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集します～

国土交通省では、令和 7 年度より、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集・選考を行っており、令和 8 年 4 月 1 日時点で全国計 342 名を登録しています。

この度、令和 8 年度の「TEC-FORCE 予備隊員」募集を、全国の地方支分部局^{※1}にて実施します。

※1：全国の地方支分部局とは、北海道開発局、各地方整備局、各地方運輸局、各地方航空局及び内閣府沖縄総合事務局

1. 概要

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援等を実施しています。令和 7 年度より、「TEC-FORCE 予備隊員」制度を創設し、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に被災地に派遣することにより、TEC-FORCE としての応援体制の強化を図っています。

令和 7 年度に全国の地方支分部局にて行った「TEC-FORCE 予備隊員」募集・選考の結果、令和 8 年 4 月 1 日時点で全国計 342 名（地方整備局等^{※2}299 名、地方運輸局等^{※3}19 名、地方航空局^{※4}24 名）を登録しています。

この度、令和 8 年度の「TEC-FORCE 予備隊員」（名簿登録の期間：令和 9 年 12 月 31 日まで）募集を、全国の地方支分部局にて、実施します。

「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

※2：地方整備局等とは、北海道開発局、各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局（開発建設部防災課及び港湾空港防災・危機管理課）

※3：地方運輸局等とは、各地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（運輸部総務運航課）

※4：地方航空局とは、東京航空局及び大阪航空局

2. 募集期間 6 月 1 日（月）～ 8 月 31 日（月）18 時（必要書類を地方支分部局にメール・郵送にて提出）

※ 職務内容、募集方法、選考方法等は別紙 1 のとおり



令和 8 年 1 月に、多様な人材が 1 つのシンボルの下、一体となって活動できるよう、平成 20 年の TEC-FORCE 発足以降初めて、TEC-FORCE ロゴマークのデザインを刷新しました。詳しくは下記を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/logo/index.html>

（問合せ先）

水管理・国土保全局防災課 課長補佐 星野

代表：03-5253-8111（内線：35726）、直通：03-5253-8457

大臣官房参事官（運輸安全防災） 運輸防災企画調整官 羽山

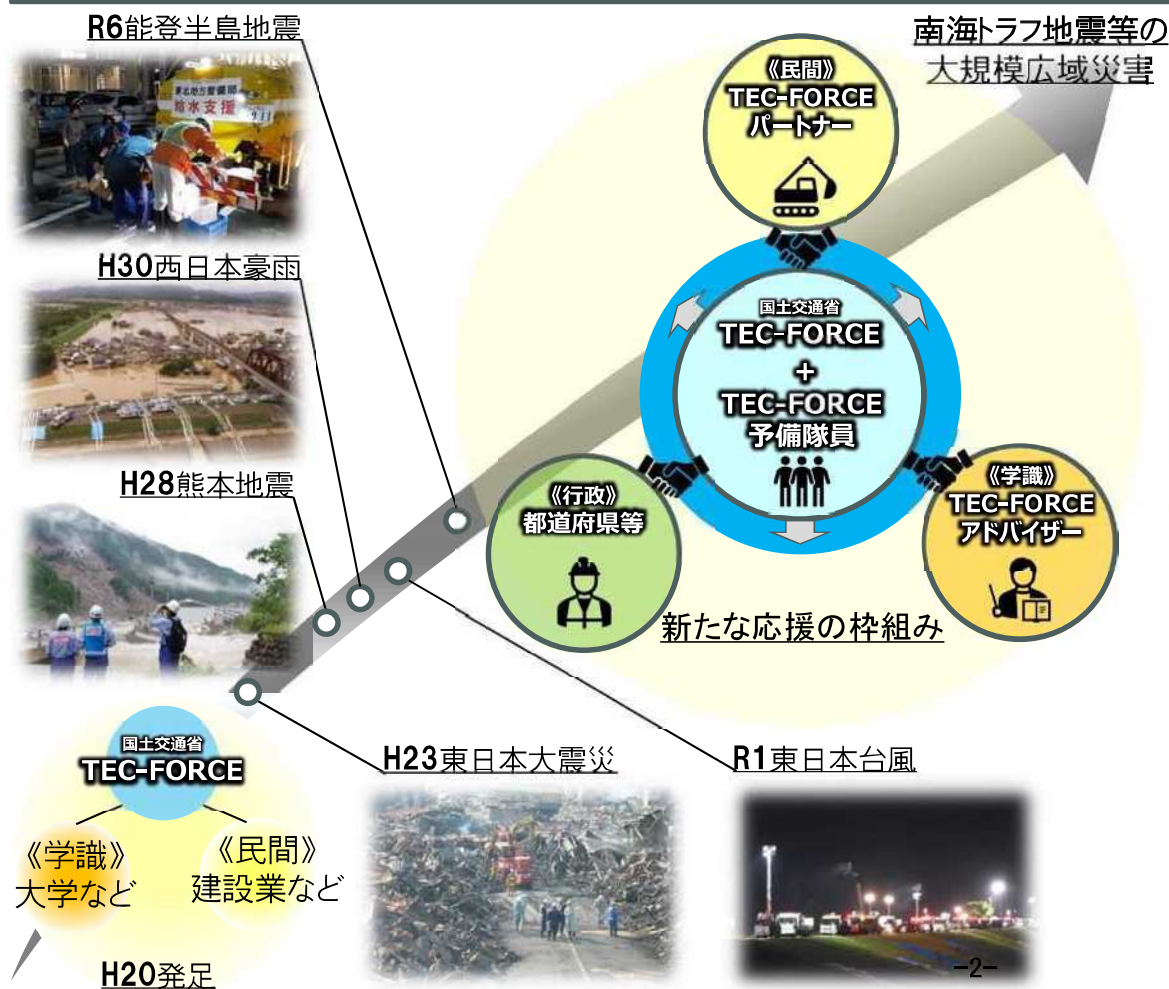
代表：03-5253-8111（内線：25616）、直通：03-5253-8309



TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築 国土交通省

～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

- TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
- 能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
- 国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

《都道府県等との連携》

平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。

令和 8 年 6 月 1 日

国土交通省九州地方整備局 防災室・災害対策マネジメント室
港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

TEC-FORCE 予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化します ～九州地方整備局において、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集します～

九州地方整備局では、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。

1. 概要

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援等を実施しています。令和 7 年度より、「TEC-FORCE 予備隊員」制度を創設し、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に被災地に派遣することにより、TEC-FORCE としての応援体制の強化を図っています。

令和 7 年度に九州地方整備局にて行った「TEC-FORCE 予備隊員」募集・選考の結果、令和 8 年 4 月 1 日時点で 28 名を登録しています。

この度、令和 8 年度の「TEC-FORCE 予備隊員」（名簿登録の期間：令和 9 年 12 月 31 日まで）募集します。

「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

2. 職務内容

災害時には、必要に応じ、「TEC-FORCE 予備隊員」の中から個人の事情等を踏まえた派遣調整の上、採用し、被災地等で TEC-FORCE の一員として、以下の活動等に従事いただく予定です。

- ・被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整（リエゾン）
- ・被災地における被害状況調査
- ・被災地における災害応急対策に必要なとなる地方公共団体等への技術的助言

※派遣前には、必要な研修を受講いただきます。

※「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることになります。

※本募集による「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録期間は、令和 9 年 12 月 31 日までです。

※本募集は、「河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・港湾等」の分野に係るものです。

3. 募集内容

詳しくは別添の「募集要項」をご覧ください。

「TEC-FORCE 予備隊員」の登録人数は「10 名以上」を予定しています。

※応募状況によっては、人数が変更となることがあります。

※現在、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方につきましても、改めて応募していただくこととなります。

4. 選考方法 書類選考及び面接

※現在、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方は、研修受講の状況、災害派遣実績等を考慮し、面接が省略となる場合があります。

5. 募集期間 6月1日(月)～8月31日(月)18時(必要書類をメール・郵送にて提出)

6. 説明会について

本募集について、以下のとおり応募者向け説明会を実施します。

第 1 回 : 6月26日(金)14:00～(1時間程度)

場所：福岡第二合同庁舎 別館4階 共用第9会議室

住所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

開催方式：対面及びWEB

※対面で参加される方は13:45までに1階ロビーへお集まり下さい。

第 2 回 : 8月3日(月)13:30～(1時間程度)

場所：東福第2ビル 1階 第3会議室

住所：福岡市博多区博多駅東2丁目9番5号

開催方式：対面及びWEB

↓↓↓↓WEBでの参加は以下のURLまたは二次元コードから↓↓↓↓

<https://teams.microsoft.com/join/41198130195702?p=wF3UzDigHmQDnIZJiS>



(問合せ先)

(河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野に係る応募)

国土交通省九州地方整備局 災害対策マネジメント室

TEL：092-476-3544

メール：qsr-89tec.yobitai@gxb.mlit.go.jp

災害対策マネジメント室長

阿久根 祐之(内線：2181)

課長補佐

上村 真吉(内線：2182)

(港湾分野に係る応募)

国土交通省九州地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

TEL：092-418-3375

メール：qsrbouki-p89a1@mlit.go.jp

港湾空港防災・危機管理課長

平野 隆幸(内線：430)

課長補佐

上田 倫大(内線：424)

TEC-FORCE予備隊員の主な活動内容(災害派遣時)

「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCEの一員として被災地等で活動いただく予定です。

※ 災害時の派遣先は、採用された地方整備局等管内に加え、管外（全国）への派遣となる場合がありますが、個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）も踏まえた調整の上で決定します。

リエゾンとしての活動

リエゾンは被災地方公共団体の支援ニーズを把握し、効果的な対策の早期実現へ向けて、役に立つよう動きます

- リエゾン※は、災害が発生又は発生するおそれのある場合に直ちに派遣され、被災した地方公共団体での情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行います。
- リエゾンが被災した地方公共団体と地方整備局との太いパイプ役となって連絡調整にあたることにより、TEC-FORCEが迅速な応急対策等の支援を行うことができます。

※リエゾン（災害対策現地情報連絡員 Liaison, 「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語）

被災した地方公共団体



- 被害情報や支援ニーズを把握
- TEC-FORCE活動や国土交通省の対応状況等を説明

支援要請内容
の報告

リエゾン
による調整

TEC-FORCEによる
災害支援を実施

国土交通省（災害対策本部）



- リエゾンからの情報を総合的に判断し、最適な支援のためのTEC-FORCEを派遣

公共土木施設の被害状況の調査

被災地方公共団体が管理する施設の被害状況を調査します

- 被災状況調査班として、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被害状況を短期間で調査します。また、発災後の橋梁や危険渓流等の安全性の確認なども行います。
- 地方公共団体の円滑な災害申請への活用も想定し、被害状況調査の結果を取りまとめ、被災自治体へ報告します。



河川被害状況の調査



道路被害状況の調査



土砂災害被害状況の調査



港湾被害状況の調査

災害応急対策に必要な技術的助言

被災地方公共団体等に対し、必要な技術的助言を行います

- 高度技術指導班として、被災地における災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言等を行います。

TEC-FORCE 予備隊員に係る募集要項

令和 8 年 6 月 1 日

国土交通省九州地方整備局

災害対策マネジメント室

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援等を実施しています。

今般、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員（以後、必要な場合を除き「非常勤職員」と記載します）として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

1.募集内容・採用形態

本募集により「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、災害派遣に必要な研修を受けるため、非常勤職員として採用し、研修を実施します。また、災害時には、必要に応じ、名簿に登録され、かつ研修受講が完了した「TEC-FORCE 予備隊員」の方の中から個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）を踏まえた派遣調整の上採用し、被災地等で TEC-FORCE の一員として活動いただく予定です。

なお、「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることになります。

本募集による「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録の期間は令和 9 年 12 月 31 日までにあります。

「TEC-FORCE 予備隊員」に関連する「募集・採用の主な流れ」は、以下のとおりです。

- ① 「TEC-FORCE 予備隊員」の募集（今回）
 - ② 書類選考・面接による選考
 - ③ （②による選考通過の場合）「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿登録のお知らせ（令和 8 年 10 月頃を予定）
 - ④ 研修に係る採用（「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、非常勤職員として採用。非常勤職員として採用されている任期のうち、1 日程度での研修を予定。研修は令和 8 年 10～11 月頃を予定していますが、研修人数によっては、それ以外のタイミングで受講いただく場合があります。）
 - ⑤ 研修に係る任期満了（「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録は継続となります。）
- （以下は、TEC-FORCE として災害派遣される場合）

- ⑥ 研修受講が完了した「TEC-FORCE 予備隊員」に対する、災害派遣可否の事前確認（災害発生後に、必要に応じ、電話等により九州地方整備局より連絡することを想定しています）
- ⑦ 災害派遣に係る採用、被災地等への派遣（非常勤職員として採用されている任期のうち、概ね1週間程度での派遣を想定。）
- ⑧ 災害派遣に係る任期満了（令和9年12月31日まで「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録は継続し、災害派遣は、登録期間内において、複数回行う場合があります。）

非常勤職員としての身分を有するのは、非常勤職員として採用された任期期間中（上記のうち、④～⑤（研修）及び⑦～⑧（災害派遣）の間）のみで、それ以外の期間では、身分を有しません。また、実際に勤務するのは、任期期間中のうち、**3.職務内容**に記載の活動等に従事する期間のみとなります。

本募集による「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録の期間は、令和9年12月31日までの間を予定しており、次期の「TEC-FORCE 予備隊員」への名簿登録については、令和9年度の「TEC-FORCE 予備隊員」の募集の結果により、登録されることとなります。

現在「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方（名簿登録の期間：令和8年9月30日まで）が、令和8年10月1日以降の「TEC-FORCE 予備隊員」への名簿登録を希望される場合は、今回の募集に対して、改めて応募いただくことが必要です。

なお、今回の募集の結果、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録された方についても、次期も継続を希望する場合は、改めて令和9年度の「TEC-FORCE 予備隊員」の募集に応募いただくことになりますが、この場合、研修受講の状況、災害派遣実績等を考慮し、面接等は省略となる場合があります。

2.募集人数

本募集により、「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録される人数は、10名以上を予定しています。

応募状況によっては、人数が変更となることがあります。

3.職務内容

1.募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）及び⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の採用先は以下のとおりです。

採用先：（河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野）

九州地方整備局 災害対策マネジメント室

（港湾分野）

九州地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

<研修>

以下は、**1.募集内容・採用形態**の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）のために非常勤職員に採用された場合の職務内容です。

職務内容：災害時に被災地等での活動を行うために必要となる研修に参加いただきます。その他、

任命権者が必要と認める事務に従事していただく場合があります。

研修は年1回、1日程度を想定しています。研修の日時は採用決定後にお知らせします。

研修の実施場所は「九州地方整備局会議室」を予定しており、公共交通機関で集合いただくことを想定しています。旅費の精算には領収書等の提出が必要となります。

※本研修の受講後、本人の希望がある場合は、各団体等で定める継続教育[CPD・CPDS]における受講証明の発行が可能です。なお、CPD単位としての認定可否の詳細は、各団体等にお問い合わせください。

<災害派遣>

以下は、**1.募集内容・採用形態**の「募集・採用の主な流れ」の⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の職務内容です。

職務内容：TEC-FORCEの一員として被災地等に派遣され、常勤職員と一体となって、以下のいずれかの活動に従事いただきます。また、以下に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事務（例えば、TEC-FORCEの活動記録の作成、後方支援業務等）に従事していただく場合があります。

① 被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整

具体的には、TEC-FORCEが行う、自治体等との連絡調整業務（リエゾン）等を想定しています。

② 被災地における被害状況調査

具体的には、TEC-FORCE被災状況調査班が行う、被災地での公共土木施設の被害状況調査（河川、砂防、海岸、道路、港湾に係る調査などを想定）に係る業務等を想定しています。

③ 被災地における災害応急対策に必要なとなる地方公共団体等への技術的助言

具体的には、TEC-FORCE高度技術指導班が行う、被災地における災害応急対策に必要なとなる地方公共団体等への技術的助言に係る業務等を想定しています。

※「TEC-FORCE予備隊員」の名簿に登録された方の中から、災害・従事いただく業務ごとに、本人の希望、必要となる知識、経験等を勘案して、派遣者を選定します（九州地方整備局管内に加え、全国への派遣となる場合があります）。

※派遣の可否・派遣期間は、「TEC-FORCE予備隊員」の名簿に登録されている方の、その時点の個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）も考慮し、任命権者が決定します。

※派遣時は、九州地方整備局本局又は管内の事務所等に公共交通機関で集合後、九州地方整備局で用意する移動手段又は公共交通機関で移動し、被災地等で活動いただくことを想定しています。派遣時の移動及び被災地等での活動において、個人所有の車両は使用できません。なお、自宅周辺等において、公共交通機関での移動が困難な場合、最も経済的かつ合理的な経路にタクシーが含まれる場合

は、タクシーの使用が可能です。旅費の精算には領収書等の提出が必要となります。

※派遣時には、活動に必要となる被服・ヘルメット等の装備品を貸与します。また、宿泊が必要となる場合は、宿泊先は九州地方整備局にて用意する予定です。

4.待遇等

以下は、1.募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）及び⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の、いずれにも適用されます。

<採用形態>

国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づき、非常勤の国家公務員として採用します。

国家公務員法に基づく守秘義務、職務専念義務等が課せられます。詳しくは6.留意事項をご確認ください。

<給与等>

1日あたり 17,960 円(1時間あたり 2,320 円)

※1日の勤務時間が7時間45分に満たない場合は、時間給で換算し給与を支給します。

※1日の勤務時間が7時間45分を超える場合は、超過勤務手当を支給します。

※上記の単価は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」が改正された場合、施行日以降に改定される場合があります。

別途、研修時あるいは災害派遣時等における旅費を支給します。なお、交通費は旅費により支給し、通勤手当は支給しません。

また災害派遣時には、職務の内容に応じて、特殊勤務手当として人事院規則9-30（特殊勤務手当）第十九条に基づき常勤職員に支給する金額に相当する金額を支給します。

※退職手当等その他の手当、賞与の支給はありません。

<勤務時間>

研修時・災害派遣時等に、それぞれの活動内容に応じて任命権者が決定します。

※災害派遣時は、概ね1週間程度、1日7時間45分程度の活動を想定していますが、災害の規模、現場の状況等によって異なる場合があります。

※超過勤務手当の支給対象は、実際に業務を行った時間に対してであり、業務を行わず移動のみを行う時間に対しては支給されません。（移動中に職務として打ち合わせ等の業務を行う場合は支給対象です。）

<災害時の補償>

公務上の災害については、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の定めるところにより、常勤の国家公務員と同様の補償が受けられます。なお、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等の金額は、国家公務員としての待遇に基づき算定されます。

5.応募資格

以下の要件①～②のすべてを満たす方で、要件③～⑤のいずれか又は複数の経験を有している

方とします。

- ① **TEC-FORCE** の一員として、被災地での活動が可能な健康状態であり、1 年以内に受診した健康診断結果の提出が可能であること

※健康診断とは、人事院規則 10－4（職員の健康及び安全保持）に基づく一般定期健康診断又は労働安全衛生法に基づく定期健康診断若しくはこれらに相当する健康診断等を指します。

※健康状態により被災地での活動が困難であることが確認された場合には、「**TEC-FORCE** 予備隊員」の名簿登録から削除することがあります。

- ② 所属先の企業・団体等がある場合は、本募集への応募について承諾を得ていること。
③ 災害時における国又は地方公共団体等の組織間の高度な調整に資する経験を有していること
④ 公共土木施設の整備又は管理等に関する実務経験を有していること

※国又は地方公共団体が行った公共土木施設等（河川、砂防、海岸、道路、上下水道及び港湾）の災害応急対策又は災害復旧に関する業務経験、国土交通省緊急災害対策派遣隊（**TEC-FORCE**）での活動経験若しくはこれと同等以上の知識、経験、技能等を持つ方を含む。

- ⑤ 公共土木施設等（河川、砂防、海岸、道路、上下水道及び港湾）の被災要因分析や対策に関する研究実績を有していること

※工学、農学又はその他防災や災害対策に関する学問分野での学士号を有し、公共土木施設等（河川、砂防、海岸、道路、上下水道及び港湾）の被災要因分析や対策に関する研究実績があること又はこれと同等以上の知識、経験、技能等を持つ方

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予め御了承ください。

- (a) 日本国籍を有しない者
- (b) 常勤の国家公務員である者
- (c) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (d) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6.留意事項

- ・非常勤職員として採用された場合、国家公務員法第 103 条及び第 104 条に定める兼業規制等は課せられません。

- ・非常勤職員として採用された場合、研修時・災害派遣時のいずれも「国土交通省共済組合」の加入条件を満たさないため、「国土交通省共済組合」へは加入しません。
- ・労働基準法第 38 条に基づく「事業場を異にする場合の労働時間に関する規定の適用についての通算」は、非常勤職員としての勤務時間が労働基準法上の労働時間でないため、適用されません。
- ・非常勤職員としての給与等について、必要に応じて確定申告等を適切に行ってください。
- ・非常勤職員として採用された場合、国家公務員法等に基づき、以下の義務や制限等が課せられます。なお、下記の義務や制限等について、非常勤職員としての任期中を通じて適用されるものは、時間単位ではなく、一日単位での適用となります。そのため、非常勤職員としての任期中は、勤務時間外も含めて、義務や制限等が適用されますので、ご注意ください。

＜国家公務員法関係＞

○非常勤職員としての職務（研修時・災害派遣時）遂行にあたり適用されるもの

- ・法令及び上司の命令に従う義務（法第 98 条第 1 項）
- ・職務に専念する義務（法第 101 条）

○非常勤職員としての任期中を通じて適用されるもの

- ・争議行為等の禁止（法第 98 条第 2 項）
- ・信用失墜行為の禁止（法第 99 条）
- ・政治的行為の制限（法第 102 条）

○非常勤職員としての任期满后も適用されるもの

- ・秘密を守る義務（法第 100 条）

※例えば、非常勤職員としての業務遂行中に撮影した写真、取得したデータ等の無断での外部への持ち出し等を含みます

＜国家公務員倫理法・倫理規程関係＞

○非常勤職員となる方が、採用前に国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。

○非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます。（民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません）

○国家公務員退職後に、改めて今回の非常勤職員に採用される場合、国家公務員退職前の職務に係る「利害関係者」との禁止行為は、今回の非常勤職員採用後には適用されません。

○なお、国家公務員倫理法・倫理規程は、非常勤職員としての身分を有する間にのみ適用され、それ以外の「TEC-FORCE 予備隊員」名簿登録期間には、適用されません。

- ・建設工事などの受注者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の「専任」が求められている方が応募される場合、非常勤職員として採用されることで、「専任」要件に抵触する可能性があるため、ご注意ください。詳細は、「専任」を求めている当該建設工事の発注者等へ、お問い合わせいただきますよう、お願いします。
- ・「TEC-FORCE 予備隊員」として登録された後に、住所や連絡先等が変更となった場合は、速や

かに九州地方整備局まで報告をお願いします。

- ・「TEC-FORCE 予備隊員」のうち、過去に TEC-FORCE に従事した経験がある方の中から、別途委嘱の上、現役職員への技術伝承のための研修講師等を依頼することがあります。

7.選考方法

第一次選考 書類選考

第二次選考 面接

※第一次選考合格者に第二次選考の面接日時・場所等をご連絡します。

※面接は、対面を基本としますが、オンラインで実施する場合があります。

※第一次選考・第二次選考は、応募締切りまでの間も含め、随時行う場合があります。

※現在、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方は、研修受講の状況、災害派遣実績等を考慮し、第二次選考の面接が省略となる場合があります。

8.応募方法

応募締切までに、メール又は郵送により応募書類を提出してください。応募書類は合否にかかわらず返却しません。応募書類に記載された個人情報等は、「TEC-FORCE 予備隊員」としての選考や研修・災害派遣のための採用以外の目的で使用しません。

① 応募書類

＜新たに「TEC-FORCE 予備隊員」に応募される方＞

- ・意向調査票（様式1）
- ・履歴書（様式2）
- ・職務経歴書（様式3）

※応募資格に関連する経歴は、応募資格を満たすことが分かるよう、詳細にご記載ください。応募資格③～⑤のうち、複数を満たす場合は、それぞれを満たすことが分かるように記載ください。

＜現在、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方＞

- ・調査票（TEC-FORCE 予備隊員登録者用）（様式4）

※本様式は、現在「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方のみ使用可能です。それ以外の方は＜新たに「TEC-FORCE 予備隊員」に応募される方＞に記載している様式1～3を提出ください。

※様式4を使用する際には、その他に書類提出が必要な場合がありますので、様式4の記載内容をよくご確認ください。

②応募締切り

令和8年8月31日（月）18時（メール受信有効、郵送時必着）

③提出先

（河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野に係る応募）

メールアドレス：qsr-89tec.yobitai@gxb.mlit.go.jp

郵送：〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎 8F
九州地方整備局 防災室管理係宛

(港湾分野に係る応募)

メールアドレス：qsrbouki-p89a1@mlit.go.jp

郵送：〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎 3F
九州地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 災害対策係宛

9.問合せ先

(河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野に係る応募)

国土交通省 九州地方整備局 災害対策マネジメント室

電話：092-476-3544

メール：qsr-89tec.yobitai@gxb.mlit.go.jp

取次日時 月曜日から金曜日までの9時15分～18時00分

(港湾分野に係る応募)

国土交通省 九州地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

電話：092-418-3375

メール：qsrbouki-p89a1@mlit.go.jp

取次日時 月曜日から金曜日までの9時15分～18時00分

(参考資料)

TEC-FORCE 予備隊員への応募を検討されている方を 雇用されている企業・団体等の皆様へ

<企業・団体等の皆様へのお願い>

- 国土交通省九州地方整備局では、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員（以後、「非常勤職員」と記載します）として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。
- 応募にあたり、現在、企業・団体等（以下、企業等と記載します）にお勤めの方については、所属企業等の承諾を要件としています。本制度の趣旨に鑑み、何卒御理解・御協力をお願い申し上げます。
- ※「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることになります。本募集により「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、災害派遣に必要な研修を受けるため、非常勤職員として採用し、研修を実施します（1日程度を想定）。また、災害時には、必要に応じ、名簿に登録された「TEC-FORCE 予備隊員」の中から個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）を踏まえた派遣調整の上、被災地等で TEC-FORCE の一員として活動いただくことになり（1回1週間程度を想定）、TEC-FORCE 予備隊員への登録により、必ずしも災害時の派遣が義務付けられるものではありません。
- ※「兼業」について、国家公務員法等の国家公務員側での制約はありません。企業等側の雇用契約・就業規則等における対応について各企業等側でのご確認等をお願いします。
- 研修や災害派遣期間が企業等側の勤務日と重複した場合の休暇取得等についても、御理解・御協力をお願い申し上げます。

<企業・団体等の皆様へのお知らせ>

- 「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿登録後、国土交通省九州地方整備局のウェブサイトにおいて、登録された予備隊員を雇用されている企業等のご紹介等を予定しています（任意）。
- TEC-FORCE 予備隊員に係る研修（1日程度を想定）の受講後、希望がある場合は、各団体等で定める継続教育〔CPD・CPDS〕における受講証明の発行が可能です。
- ※CPD 単位としての認定可否の詳細は、各団体等にお問い合わせ下さい。

<留意事項等について>

- TEC-FORCE 予備隊員について、実際に非常勤職員として勤務し、給与等を支給するのは、任期期間中のうち、活動等に従事する期間のみとなります。

- 公務上の災害については、国家公務員災害補償法の定めるところにより、常勤の国家公務員と同様の補償が受けられます。なお、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等の金額は、国家公務員としての待遇に基づき算定されます。
- 非常勤職員として採用された場合、研修時・災害派遣時のいずれも「国土交通省共済組合」の加入条件を満たさないため、「国土交通省共済組合」への加入は想定していません。
- 企業等に勤務されている方が非常勤職員として採用された場合、労働基準法第 38 条に基づく「事業場を異にする場合の労働時間に関する規定の適用についての通算」は、国家公務員としての勤務時間が労働基準法上の労働時間でないため、適用されません。
- 非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます。（民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません）
- 非常勤職員となる方が、採用前に、民間企業の社員として国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用された後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。
- 非常勤職員としての勤務に伴い、企業等側で勤務しない場合の扱い（例えば、休暇の有給・無給の扱い）については、各企業等側のご判断となります。なお、非常勤職員は国家公務員法上の兼業が認められているため、非常勤職員としての勤務期間中において、企業等から、別途企業等側の勤務・身分に対する賃金等が支給されることや有給休暇等が適用されることは、差し支えありません。ただし、非常勤職員としての職務遂行中には、非常勤職員としての「職務に専念する義務」があることにご留意ください。
- 建設工事などの受注者で、建設業法上の「専任」が求められている方が応募される場合、非常勤職員として採用されることで、「専任」要件に抵触する可能性があるため、ご注意ください。詳細は、「専任」を求めている当該建設工事の発注者等へ、お問い合わせいただきますよう、お願いします。
- 「TEC-FORCE 予備隊員」のうち、過去に TEC-FORCE に従事した経験がある方の中から、別途委嘱の上、現役職員への技術伝承のための研修講師等を依頼することがあります。

<不明点について>

- 本募集への応募についての質問等がある場合は、応募される方を通じて、九州地方整備局へお問合せをお願いします。

「TEC-FORCE 予備隊員」に係る意向調査票

氏名：_____

TEC-FORCE 予備隊員を 志望した理由	

○勤務分野に関する希望 ※該当箇所にチェック（複数可）

☐河川 ☐砂防 ☐海岸 ☐道路 ☐上下水道 ☐機械 ☐電気☐港湾☐その他（例：行政事務）※具体的に記載のこと

○職務内容に関する希望 ※該当箇所にチェック（複数可）

☐被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整（リエゾン）☐被災地における被害状況調査☐被災地における災害応急対策に必要となる地方公共団体等への技術的助言☐その他（ ）※具体的に記載のこと

○健康状態・健康診断書の提出について

☐TEC-FORCE の一員として、被災地での活動が可能な健康状態であり、1年以内に受診した健康診断結果の提出が可能である☐TEC-FORCE の一員として、被災地での活動が可能な健康状態でない、あるいは1年以内に受診した健康診断結果の提出が不可能☐その他（ ）※具体的に記載のこと

※被災地での活動が可能な健康状態かつ健康診断書の提出が可能でない場合は応募出来ません

○応募についての、所属企業等からの承諾の有無

☐応募について、承諾を得ている☐企業等に所属していない（自営、職に就いていない等）☐その他（ ）※具体的に記載のこと

※応募について、承諾を得ていない場合は応募出来ません

※派遣される場合の「勤務分野」および「職務内容」は、上記で表明した希望や、派遣調整時点での希望聴取結果も考慮の上、決定します。

※ご提出いただいた個人情報については、TEC-FORCE 予備隊員としての選考や研修・災害派遣のための採用以外の目的では使用せず、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、取り扱うものとします。

(様式2)

履 歴 書 令和 年 月 日 現在

ふりがな	性別
氏名	※記載は任意です。未記載とすることも可能です。
生年月日 年 月 日生 (満 才)	

写 真

(3ヶ月以内に撮影したものに限る)

[4cm×3cm]

ふりがな	電話番号
現住所 〒(—)	()
	携帯電話番号
	()
ふりがな	電話番号
連絡先(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入) 〒(—)	()
	(方呼出)
e-mail アドレス	

[illegible]

年	月	免許・資格等

健康状態	その他特記事項

(以下の事項について該当・非該当のどちらかに○印をつけて下さい)

1. 日本国籍を有しない者	該当・非該当
2. 常勤の国家公務員である者	該当・非該当
3. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者	該当・非該当
4. 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者	該当・非該当
5. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	該当・非該当
6. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)	該当・非該当

履歴書記載に関する注意事項

- 職歴については、アルバイト等を含み全て記載してください。
その際、正社員とアルバイト等の別を明記してください。
(例:株式会社〇〇商事営業部営業第一課<正社員>)
- 資格については、具体的に記載してください(例:一級土木施工管理技士 等)。

(様式3)

職務経歴書

令和 年 月 日現在

氏名：

※これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）やポジション（職位や部下の数等）を御記載ください（様式自由）。

※応募資格に関連する経歴は、応募資格を満たすことが分かるよう、詳細にご記載ください。

※応募資格③～⑤のうち、複数を満たす場合は、それぞれを満たすことが分かるように記載ください。

(様式4)

調 査 票 (TEC-FORCE予備隊員登録者用)

令和 年 月 日 現在

ふりがな 氏名		性別
		※記載は任意です。未記載とすることも可能です。
生年月日 年 月 日生 (満 才)		
ふりがな 現住所 〒 (-)	電話番号 ()	
	携帯電話番号 ()	
ふりがな 連絡先(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入) 〒 (-)	電話番号 ()	
	(方呼出)	
e-mail アドレス		

私は、以下の①②の要件をすべて満たすことを誓約いたします。

(以下の事項について、該当箇所に○印をつけて下さい)

①現在、TEC-FORCE予備隊員に登録されている。	はい・いいえ
②募集要項に記載の「5. 応募資格」をすべて満たしている。	はい・いいえ

私は、直近の応募時に提出した意向調査票・履歴書・職務経歴書と比較して、特段の事情変更が無い様式は、提出を省略します。(過去5年以内に提出されたものに限る)

(以下の事項について、該当箇所に○印をつけて下さい)

様式1(意向調査票)	提出を省略する ・ 提出を省略しない
様式2(履歴書)	提出を省略する ・ 提出を省略しない
様式3(職務経歴書)	提出を省略する ・ 提出を省略しない

⇒ 上記の①②の要件を満たした場合、様式1～3のうち「提出を省略する」を選択した様式は提出不要です。この様式4と、「提出を省略しない」を選択した様式を提出ください。(様式1～3いずれも「提出を省略する」の場合は、様式4のみ提出)

- ※ 一つでも提出省略する様式がある場合は、この様式4は必ず提出ください。様式1～3のすべてを出しなす場合は、この様式4の提出は不要です。
- ※ 同一組織内の部署異動、役職変更等は「特段の事情変更」には含みません。不明点がある場合は、お問い合わせください。
- ※ 様式1～3の記載事項に変更がない場合も、直近の提出から5年を経過している場合には、あらためて提出をお願いします。
- ※ 1年以内に受診した健康診断結果は、別途提出いただく予定です。